

(仮称) 三戸プロジェクトについての意見の概要等

1 手続及び経緯

- (1) 実施計画書の提出 令和5年9月7日
 (2) 実施計画書の縦覧期間 令和5年10月20日 ～ 11月20日
 (3) 実施計画意見書提出期間 令和5年10月20日 ～ 11月20日
 (4) 実施計画意見書提出数 1通

2 地域別の意見書提出状況

地域	提出された意見書数		左のうち、 関係地域からの意見書数	
	意見書数	提出者数	意見書数	提出者数
横須賀市	1通	1人	0通	0人
合計	1通	1人	0通	0人

注： 実施計画意見書の提出者住所により区分した。

3 項目別の意見数

項目	意見数	割合
事業内容	3件	50.0%
大気汚染	—	—
水質汚濁	—	—
土壌汚染	—	—
騒音・低周波音	—	—
振動	—	—
地盤沈下	—	—
悪臭	—	—
廃棄物・発生土	—	—
電波障害	—	—
日照障害	—	—
気象		
水象	—	—
地象		
植物・動物・生態系	2件	33.3%
文化財	1件	16.7%
景観	—	—
レクリエーション資源	—	—
温室効果ガス	—	—
地域分断		
安全（交通）	—	—
その他	—	—
合計	6件	100.0%

注： 実施計画意見書の中に複数の項目にわたる意見があれば、それぞれ該当する項目に分類しているため、項目別意見数の合計は意見書提出数を上回っている。

4 意見の概要

項目	意見概要
事業内容	<p>3 ページ 5ゾーン50.18haに及ぶ「実施区域」に関する予測評価のうち、発生土処分場建設の際に行われた予測評価は25haの区域に限定されていたため、当時自然環境の消失に関する予測評価を行わなかった25.18haに関しては環境予測評価条例（施工区域20ha未満を除く）に従って、追加で当時の自然環境の消失に関する評価をする必要がある。</p>
	<p>3 ページ 平成20年条例アセス事業で計画された農地改良区域3.2haについて、今回住宅ゾーンおよび滞在居住ゾーンが計画されており、大幅な切り土を伴って新規造成した農地をわずか15年のうちに宅地に転用するよう計画変更するのは農地法の軽視ではないか。</p>
	<p>99ページ 土地利用計画に関して、平成20年条例アセスでは第一種低層住居専用地域35.9ha、第二種住居地域16.8ha、近隣商業地域4.2haを想定されていたが、今回計画では教育施設ゾーン19.85ha、住宅ゾーン2.52ha、滞在居住ゾーン17.66ha、ショッピングゾーン0.9ha、宅地ゾーン1.59haと、大幅に変更されており土地区画整理事業の準備事業として位置づけた発生土処分場建設事業に至った前提条件と整合性がとれていないほか用途地域に即した表現になっていないため、説明が必要である。</p>
植物・動物・生態系	<p>72ページ 実施区域は三浦市で最大規模のオニシバリコナラ群集の一角であり、小松ヶ池地域、油壺地域、小網代地域と並び三浦市で最大規模のヨシクラス群集を有する。このため、予測評価にあつては湿地生態系および樹林生態系について特に詳細に調査が必要となる。なお、現存植生図が実態と乖離が大きい場合は、正しい現存植生図を作成した上で予測評価を行う必要がある。</p>
	<p>140ページおよび141ページ 調査期間及び頻度は十分といえない。特に両生類の集団産卵が行われる早春季およびアオバズク、オオセッカ、フクロウ、ミゾゴイ等を対象とした夜間調査、ホンドイタチ等を対象としたセンサカメラ調査を行わないのは、計画変更も含めた配慮を必要とする貴重種の記録が顕在化することを困難にしている。また、動植物の消長については年変動が大きく、近年では気候変動による外れ値が生ずる可能性が高いことから、少なくとも2カ年の調査期間を設けることが望ましい。</p>
文化財	<p>145ページ 平成20年条例アセス事業では瓜山遺跡、十八田遺跡は実施区域から外れるように区域設定され、破壊を免れていたが、今回の実施区域では土地利用計画図によると明らかに消失する造成計画となっており、そもそも環境影響の回避、低減の視点を向うことができない。土地利用計画から埋蔵文化財包蔵地を除外するか、埋蔵文化財包蔵地が改変されないような土地利用計画に変更することが望ましい。</p>